

< 白山市エコハウス設備設置に係る補助のご案内 >

市では、再生可能エネルギーの普及および住宅の環境性能の向上を促進し、温室効果ガスの排出を抑え地球温暖化を防止するため、エコな生活につながる住宅設備の設置費用の一部を助成します。

< 設置補助を受けられるシステムと補助金額 >

※ 補助の対象となる費用は、エコハウス設備等の設置に必要な費用と、設備と一体不可分の工事に要する費用（これらの費用について国又は石川県から補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を控除した費用）になります。（千円未満切捨て）

	補助対象設備	補助率	補助額
ア	住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電システムの併設設置	補助対象費用の2分の1相当額	最大10万円
イ	住宅用蓄電システムの付加設置	補助対象費用の2分の1相当額	最大5万円
ウ	HEMS(住宅用エネルギー管理システム)の同時設置 ※ ア又はイと同時に設置する場合に限る	補助対象費用の相当額	最大1万円
エ	木質バイオマスストーブの設置 (薪又はペレットストーブ)	補助対象費用の2分の1	最大8万円
オ	家庭用小型風力発電機の設置	補助対象費用の相当額	最大6万円
カ	住宅用太陽熱利用システムの設置	補助対象費用の相当額	最大3万円
キ	既存住宅の開口部の断熱改修 ※ 石川県住まいの省エネ促進事業費補助金の交付を受けたものに限る	補助対象費用の2分の1相当額	最大5万円

各設備の詳細な要件については、市ホームページをご確認ください。

< 補助を受けられる方 >

- ・ 自ら所有し居住する市内の住宅に対象となる設備を設置する方
- ・ 自ら所有し居住するために対象となる設備が設置された市内の住宅を購入する方
- ・ 開口部の断熱改修については、自ら所有し居住する市内の既存住宅の改修を施工業者に委託する方

※次の場合は対象外となります

- ・ 事務所や店舗などに設置する場合
- ・ 設置者が法人の場合（受給電力契約が法人の場合も含む）
- ・ 市税を滞納している場合



< ご注意 >

- ・ 事業が年度をまたぐ場合は補助対象外となります。ご注意ください。
- ・ 予算の上限に到達次第、申請の受付を終了いたしますので、ご了承ください。

(裏面に手続きの流れを掲載しています)

<補助金交付までの手続き>

申請者		市
【補助金交付申請】 補助金交付申請書（および申請に必要な書類の提出一式）の提出 ※ <u>必ず設備の設置前に提出してください。</u>	➡	
【設備の設置】 ※ 必ず補助金交付決定通知書を受け取った後に行ってください。	←	審査後、補助金交付決定通知書を送付
【補助事業実績報告】 補助事業実績報告書及び関係書類（報告時に必要な書類一式）を事業完了後に市へ提出してください。 ※ 事業完了後 15 日以内に提出してください。 ※ 補助金請求書は、日付を記入せずに提出してください。必ず押印してください。	➡	審査後、補助金交付確定通知書を送付、補助金の交付

※事業の変更（工期・金額・工事内容等の変更）、事業の中止（施工基準を満たさない等）があった場合には、必ず事前に環境課までご連絡ください。（別途書類を提出いただく場合があります）

<既存住宅の開口部の断熱改修について>

- ・断熱改修については、石川県が実施する、住まいの省エネ促進事業費補助金の交付を受けたものが白山市の対象になります。
- ・既存住宅の窓のガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドアの交換により断熱改修する場合が対象です。住宅の新築時に断熱窓やドアを設置する場合は、対象になりません。

<お問い合わせ>

白山市 市民生活部 環境課
 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
 電話 076-274-9538
 FAX 076-274-9535
 メール kankyoushou@city.hakusan.lg.jp

